

令和元年度
(2019年度)

第2回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和2年1月30日開催

高崎市市民部保険年金課

令和元年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第2回）

1 日 時 令和2年1月30日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市役所 17階 第171会議室

3 議 事

（1）報告事項

- ①令和2年度（2020年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- ②国民健康保険制度改正について

出席委員

- ・被保険者代表 新井 眞一・岡田 恵子・續木 美和子・長谷川 美由紀
- ・保険医又は
保険薬剤師代表 有賀 長規・岡本 克実・林 信義・黒田 真右・井田 順子
- ・公益代表 堀口 順・柄沢 高男・中村 さと美・丸山 芳典・清水 明夫
追川 はるえ
- ・被用者保険等
保険者代表 安田 圭二・塩谷 聡・豊川 敦

欠席委員

小田澤 道子・今井 隆（被保険者代表）
山本 敬之（保険医又は保険薬剤師代表）

保険者代表

会議に参加したもの

市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長
倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
新町支所市民福祉課長・榛名支所市民福祉課長
吉井支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長
健康課健康づくり担当係長

事務局

保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事

(議長)

ただいまより、会議を始めたいと思いますが、会議に先立ちまして、諸般の報告をいたします。小田澤委員、今井委員から、都合により欠席する旨、また、山本委員につきましては、遅れる旨連絡がありました。なお、運営協議会の会議につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき公開としておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。会議開催の事前公表につきましては、1月15日号の広報高崎で行っております。

次に、会議録署名委員ですが、長谷川委員、井田委員をご指名いたします。両委員、よろしく願います。それでは、さっそく議事に入りたいと思いますが、本日は報告事項が2件でございます。

まず初めに報告事項①「令和2年度高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を事務局から説明願います。

(保険年金課長)

保険年金課長の山田でございます。どうぞよろしく願います。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

報告事項①「令和2年度高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」からご説明させていただきます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度の予算額ですが、一番下の合計357億3,028万4千円で、昨年度と比較して、3億4,197万5千円、0.9%の減となっております。各項目の詳細につきましては、次ページ以降でご説明いたしますので、2ページの予算（案）の説明、<歳入>をお開きください。

区分1の「国民健康保険税」は、全体で72億7,138万円、前年度と比べ1億6,298万7千円、2.2%の減となります。本日、机上に配付いたしました別紙資料のグラフ(1)をご覧ください。このグラフは、国民健康保険の被保険者数と世帯数の推移を表したもので、毎年右肩下がりに減少している状況がおわかりいただけると思います。75歳に到達し後期高齢者医療に移る人が多いことが大きく影響しております。令和2年度予算では、約2,800人の減少を見込んでいるため保険税額を減としたものでございます。

3番目の「国庫支出金」ですが、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を計上いたしました。令和3年3月からはじまるオンラインでの資格確認を行うためシステム改修を行うもので、全額を国庫補助金で計上しております。

4番目の「県支出金」の「普通交付金」は、3ページ <歳出> の区分2の「保険給付費」のうち「出産育児一時金」と「葬祭費」などを除いた経費について、全額県から交付されるもので、243億4,860万4千円を計上いたしました。「特別交付金」は、各項目とも市町村の取り組みに対して交付されるものでして、合わせて6億544万7千円といたしました。

6番目にあります「繰入金」のうち「保険基盤安定繰入金」は、18億606万円を計上いたしました。これは、国保税の軽減措置の減額分及び低所得者数に応じて国・県・市で支援を行うものです。「一般会計繰入金」は、繰入れのルールに基づいた事務費等になります。「基金繰入金」は、納付金や保健事業などに要する費用について、保険税収入等だけではまかなえない分を補填

するため、国民健康保険基金を活用させていただくもので、7億7,264万9千円を計上しております。

続きまして3ページの<歳出>をご覧くださいと思います。

区分2番目の「保険給付費」は、合計で244億9,042万3千円を計上いたしました。前年度に比べて2,605万2千円、0.1%の減になります。ここで机上配布資料のグラフ(2)をご覧ください。右側の棒グラフは、被保険者一人当たりの療養諸費費用額で、医療の高度化や高齢化の進展などもあって、毎年伸びている状況がみられます。また、左側の65歳未満の額と中央の65歳から74歳の前期高齢者の額を比較すると、約1.8倍の差がありまして、高齢になるほど医療費が高額になる傾向がおわかりいただけるかと思います。令和2年度予算では、被保険者数が減少しているものの、このグラフのように一人当たりの医療費が伸びているため、総額としては昨年度と同程度となっております。

3番目の「国民健康保険事業費納付金」、104億3,554万2千円は、国民健康保険税や保険基盤安定繰入金など関係する収入を合わせて、財政主体である群馬県に納付するものになります。内容につきましては、4ページ以降で改めて説明させていただきます。

4番目の「保健事業費」は、「特定健康診査等事業費」や「人間ドック検診費補助金」などの経費を計上しております。

その他、各項目に所要の額を計上しております。

以上で、予算(案)の各項目についての説明は終わらせていただきまして、次に4ページの「国民健康保険事業費納付金等の算定について」をご覧くださいと思います。

平成30年4月に国民健康保険事業の広域化が始まって以降、保険給付の財源として市町村が都道府県に納める「納付金」と、その「納付金」の基礎になる国民健康保険税の税率を市町村が決定する際に参考とする「標準保険料率」は、毎年度、都道府県から市町村に示すことになっております。昨年12月末に国から令和2年度の係数が示されたことを受け、群馬県で算定した本市の結果が示されましたのでご報告させていただきます。

(1)の「群馬県における納付金等の算定の流れ」につきましては、決定までの経緯を記載したもので、本日は説明を省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

(2)の「国民健康保険事業費納付金等の算定結果」をご覧ください。①の表は、本市に示された一般被保険者分の「納付金」額の算定結果です。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ104億3,553万8千円で、昨年度に比べ2億6,932万6千円ほど減少しております。減少の要因は、保険給付に係る一人当たりの経費の伸びよりも、被保険者数の減少による影響のほうが大きいため、総額では減少したと考えられます。後期高齢者支援金と介護納付金についても、同様な要因で減少になっていると考えております。

5ページの②には「激変緩和措置」の金額を載せております。群馬県では、平成28年度に制度が施行されていたものと仮定した場合の「納付金」相当額をベースに、各年度の「納付金」算定額を比較して、自然増よりも負担が上昇する市町村に対して、国と県で公費を投入する激変緩和措置を行うことになっております。机上配布資料の裏面、グラフ(3)をご覧ください。一人当たりの納付金額と激変緩和措置額の推移を表してありまして、棒グラフは、左側が実際に本市に示された激変緩和措置後の金額で、右側が本来必要な激変緩和措置前の金額を載せております。

この差分が一人当たりの激変緩和措置額として、算定上、公費が組み込まれている額となります。また、折れ線グラフは、本市に交付される総額の推移を表したものです。本市では、令和2年度は一人当たり588円、全体では4,546万円ほど措置される見込みでございます。なお、4ページの「納付金」の額は、この額が既に控除された激変緩和措置後の金額となります。

③は、県から示された「標準保険料率」で示したものでございます。「標準保険料率」とは、「納付金」額を満たすためには、このくらいの税率で課税しないと収入が不足しますよと示されるものです。令和2年度の「標準保険料率」を高崎市の「現行税率」と比較していただくとおわかりいただけると思いますが、全ての項目で「標準保険料率」が上回っている状況にあります。

1枚おめくりいただき、6ページの(3)「令和2年度本市の保険税率について」をご覧ください。県から示されました「標準保険料率」を国が示すモデル世帯ごとに税額を算出したところ全てのモデルで「現行税率」よりも、税額が高くなる結果となっております。一例として、机上配布資料グラフ(4)を見ていただきますと「40代の夫婦2人と子ども2人の世帯で給与収入が約420万円、固定資産税5万円」というモデル世帯での税額の違いを表してみました。「標準保険料率」で計算した場合、令和2年度の比較で、7万5,800円、16.7%も「現行税率」より高くなってしまふことがおわかりいただけるかと思ひます。他にも、世帯構成などを変えて複数想定して税額を算出しましたが、いずれも同様に概ね15~16%ほど税額が高くなってしまふことがわかっております。

以上から、令和2年度は昨年度に引き続き、「現行税率」を継続することで、被保険者の負担増にならないようにしたところでございます。なお、「現行税率」で国保税を賦課した場合、納付金に7億7,264万9千円の不足が生じることから、国民健康保険基金を取り崩して補うことにしているものでございます。

群馬県は、将来的には「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得等であれば、同じ保険税額となる完全統一を目指したい」という考えを持ってありますが、まずはその第一段階として令和6年度に「県が市町村に割り振る納付金レベル」での統一を目指す方針で話が進んでおります。

さきほどご説明したように、現在本市では、「現行税率」で賦課徴収した保険税総額が「納付金」額に不足する分は、国民健康保険基金を取り崩して充て補っている状況でございます。令和6年度に向けて、できるだけ被保険者の負担増にならない形を考えながら、基金の活用方法を検討していきたいと考えております。

以上、「令和2年度高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)」の概要説明になります。よろしくお願ひいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りたいと思ひます。ご質問並びにご意見等がありましたら併せてお願ひいたします。いかがでしょうか。A委員。

(A委員)

このカラーのグラフ。前からお願ひしていましたが、大変見やすく、よろしいかと思ひます。(1)被保険者のグラフですが、令和元年度でおよそ8万人、令和2年度ではこの数より2,8

00人、少なく見て予算を計上しているということで、このグラフを見るとよく理解できます。

それから(2)のグラフですが、「前期高齢者」の赤い棒グラフは、平成30年度に金額が若干下がっている。逆に青い棒グラフの「65歳未満」のところが上がっている。これは、内容としてはどういったことが考えられるのか。気になったので、簡単にわかれば教えていただきたい。

(議長)

それでは事務局お願いします。保険年金課長。

(保険年金課長)

お答えいたします。青色が上がっている原因の究明は、なかなか難しいところがありますが、今まで高崎市では、大体50歳台ぐらいのところで、いわゆる生活習慣病が増えている傾向が見て取れましたので、その辺が要因になってくるのではないかなと思います。若い内は医者にかからず済んでいた、我慢していた部分もあったと思いますが、それが悪くなってから医療機関にかかり急に医療費が伸びてくることがありましたので、その辺が要因の一つにはなってくると考えています。

(A委員)

ありがとうございます。当健保組合にも同じような状況がありますので、なるほど一緒だなと思って聞いておりました。40歳過ぎる前からいろいろな取り込みを行っていかうと当組合では考えています。たぶん一緒かなと思いますので、一緒にいろいろなことができればと思っていますので、よろしく願いいたします。

(議長)

他にございますか。委員の皆様いかがですか。よろしいですか。それでは、私の方から一点お聞きいたします。先ほどのご説明のとおり、私も挨拶の中でもお話しましたが、団塊の世代が2025年問題ということで、3、4年後にはいよいよその時代に突入するという中で、支える方々が逆に少なくなっている。このような状況の中で、先ほど基金から7億7千万円程、今年度は充当するというのですが、残高、それと今後の見通しをもう少し分かりやすく説明していただければ大変ありがたいのですが、よろしく願いします。

(保険年金課長)

ご説明させていただきます。国民健康保険基金の残高でございますが、令和元年度末で46億円程になる見通しでございます。今後の見通しですが、46億円と言いましても今回ご説明させていただいたとおり、国民健康保険基金を現状の税率で行きますと今年であれば約8億円弱あまり取り崩していかなければならないということですので、単純に3、4年ということになりますと、倍々となっていくしますので、基金にも限界がございます。また、先ほど見ていただきましたグラフ(4)を見ていただきますと、これはモデルケースですので、すべてがこれくらい離れているというわけではありませんが、このように金額が大きく離れております。通常ですと毎年、

一人当たりの医療費が伸びていく傾向がありますので、この差はさらに開いていくということが考えられます。そうしたことを加味して国民健康保険税ができるだけ負担がかからないようにするという方針は変えないとしましても、いっぺんに最後に負担がかかることがあっても大変なことですので、そうしたこともすべて考慮しながら、今後の保険税率の改正だとか、そうした部分の協議は慎重に行っていかなければならないと考えているところでございます。

(議長)

皆さんも今回のこの内容で少なからず理解していただいたと思いますが、高崎市の場合は、積み立てがあるということで、この何年かはしのげるということでしょうけれども、今後数年の間には、この国保の問題に関しては、ある程度の値上げ等も含めて対応しなければならないといった状況でございますので、ぜひ、この辺のところは委員の皆様にもよく理解していただいて、各団体等も含めて、お話が合った時には、内容を逐次伝えていただければ大変ありがたいなど。やはり市民の皆様のご理解がないとなかなか上げるということになりますと、すぐにこれは大変だとか、何しているんだということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、他に質疑はよろしいですか。B委員。

(B委員)

お世話になります。先ほどの歳出の部分の2「保険給付費」の中の出産育児一時金272件と葬祭費530件とありますが、これは令和2年度1年間ということだと思ひますが、具体的な給付内容について教えてください。

(議長)

保険年金課長

(保険年金課長)

お答えさせていただきます。まず、出産育児一時金につきましては、出産一人につき42万円が交付されることとなります。また、葬祭費につきましては、葬儀を行った方、喪主の方に5万円を給付させていただいております。年間全体的に統計を取っている中で、これくらい的人数が想定されるだろうということで、計上させていただいております。

(B委員)

ありがとうございました。

(議長)

よろしいですが、まだ、他にありませんか。それでは他にご質問等無いようですので、報告事項①について質疑を終結いたします。

続きまして、報告事項②「国民健康保険制度改正について」を事務局から説明願ひます。

(保険年金課長)

資料の7ページをお開きください。報告事項②「国民健康保険制度改正について」をご説明いたします。令和2年度地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税の限度額及び軽減措置の変更が予定されております。なお、公布は、令和2年3月末の見込みとなります。

まず、(1)「国民健康保険税の限度額の見直しについて」でございます。国民健康保険税は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で、負担の公平の観点から、国民健康保険法を除く医療保険各法における標準報酬月額等と合わせて、国民健康保険税の上限額の引き上げについて、課税限度額に達する世帯割合を1.5%に段階的に近づけるとの方針が示されているところでございます。これにより、令和2年4月からは表のとおり、医療分で2万円、介護分で1万円、合わせて3万円の引き上げが予定されております。

次に(2)「国民健康保険税の軽減措置について」でございます。平成26年度以降、毎年、2割・5割軽減の判定所得の基準額が引き上げられてきたところですが、こちらについては物価の上昇率等を考慮して引き上げられているものでございます。令和2年度では、表のとおり5割軽減の判定では国保加入者数に掛ける所得基準額が28万円から28万5千円に、2割軽減の判定では51万円から52万円に引き上げられ、軽減措置が拡充される予定でございます。

説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びに意見等がありましたら併せてお願いします。いかがですか。所得の高い方々から少しいただいて、その分減税するということですね。それでは質問等ないようでございますので、報告事項②につきましては、質疑を終結いたします。

最後に「その他」でございますが、会議全体につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他にご意見等がございませんので、これにて本日の案件全てが終了となります。皆様のご協力により滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これにて、議長の座をおろさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。